

社会福祉法人東温市社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東温市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の会長、理事、監事、評議員及び各種委員会を構成する委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 役員等の報酬は、会長及び常勤役員（以下「常勤役員等」という。）は月額報酬とし、非常勤役員、評議員及び各種委員会を構成する委員（以下「非常勤役員等」という。）は日額報酬とする。

(報酬及び給与の支給)

第3条 役員等の報酬は、その全額を通貨で直接支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が、報酬の全部又は一部につき、自己の預金口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(報酬及び給与の支給日)

第4条 常勤役員等の報酬は、その月の月額の全額を毎月25日に、非常勤役員等の日額報酬は出勤時に支給する。

(会長報酬)

第5条 会長の報酬は、月額報酬70,000円とする。

(常勤役員報酬)

第6条 常勤役員の報酬は、月額報酬、通勤手当及び期末手当とする。

2 常勤役員の月額報酬は、社会福祉法人東温市社会福祉協議会再雇用職員職員就業規則の適用を受ける職員の例に準じ、会長がこれを決定する。

3 常勤役員の通勤手当は、社会福祉法人東温市社会福祉協議会職員給与等支給規程の適用を受ける職員の例による。

4 6月1日及び12月1日（以下これらを「基準日」という。）に在職する常勤役員には、期末手当を支給する。期末手当の額は、6月、12月それぞれ月額報酬1月分とし、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 3箇月以上6箇月未満 100分の60

(3) 3箇月未満 100分の30

(非常勤役員等の報酬)

第7条 非常勤役員等の日額報酬は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体の常勤の職員については、これを支給しない。

理事	3,000円(理事会)
監事	3,000円(監事会、理事会、評議員会)
評議員	3,000円(評議員会)
評議員選任・解任委員	3,000円(評議員選任・解任委員会)
委員	2,600円(各種委員会)

(出張旅費)

第8条 役員等が公務のため出張する場合は、旅費を支給することができる。

2 役員等の旅費の額等については、社会福祉法人東温市社会福祉協議会旅費規程に規定する。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号の定める報酬等の支給の基準として公表するもの。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月21日から施行する。

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年1月24日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月10日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。